

社会福祉法人 龍心会 定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、「思いやりの心」の経営理念のもと、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 居宅介護支援事業の経営
 - (ニ) 保育所の経営
 - (ホ) 一時預かり事業の経営
 - (ヘ) 地域子育て支援拠点事業の経営
 - (ト) 放課後児童健全育成事業の経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人 龍心会という。

(経営の原則等)

- 第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援する為、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

- 第四条 この法人の事務所を千葉県印西市武西字庚塚 1269 番 1 に置く。
- 2 前項のほか、従たる事務所を千葉県印西市武西字上谷津 275 番 1 に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

- 任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 2 名、外部委員 1 名の合計 4 名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

- 第八条 評議員に対して、年間 50,000 円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

- 第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三ヶ月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に関らず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定に関わらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が、前項の議事録に記名押印することとする。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

- 第一五条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 六名
 - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、一名を常務理事とする。
 - 4 前項の常務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

- 第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に四ヶ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第一八条 監事は、理事の職務の遂行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 3 任期の満了又は辞任により退任した後に選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

- 第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障の為、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員報酬等)

- 第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第二二条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

- 第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第二四条 理事会は、次の職務を行う。但し、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関らず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (イ) 千葉県印西市武西字庚塚 1269 番 1 所在の特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ 敷地 (3,758.52 m²)
 - (ロ) 千葉県印西市武西字庚塚 1269 番 2 所在の特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ 敷地(1,057 m²)
 - (ハ) 千葉県印西市武西字庚塚 1269 番 5 所在の特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ 敷地(572 m²)
 - (ニ) 千葉県印西市武西字庚塚 1268 番 5 の土地 (798 m²)
 - (ホ) 千葉県印西市武西字庚塚 1268 番 2 所在の特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ 敷地 (2,331 m²)
 - (ヘ) 千葉県印西市武西字庚塚 1268 番 1 所在の特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ 敷地 (280 m²)
 - (ト) 千葉県印西市武西字庚塚 1268 番 7 所在の特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ 敷地 (949 m²)
 - (チ) 千葉県印西市武西字庚塚 1268 番 3 所在の特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ 敷地 (155 m²)
 - (リ) 千葉県印西市武西字庚塚 1267 番 6 所在の特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ 敷地 (372 m²)
 - (ヌ) 千葉県印西市武西字庚塚 1267 番 2 の土地 (49 m²)
 - (ル) 千葉県印西市武西字庚塚 1269 番 3 所在の特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ

ィレッチ 敷地 (1,791 m²)

- (フ) 千葉県印西市武西字庚塚 1269 番 1 所在の 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ 1 棟 (3820.09 m²)
 - (ワ) 千葉県印西市武西字庚塚 1269 番地 2 及び 1269 番地 3 所在の 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ新館 1 棟 (2850.15 m²)
 - (カ) 千葉県印西市武西字上谷津 275 番 1 所在のエンジェルハート保育園 敷地 (1,609 m²)
 - (コ) 千葉県印西市武西字上谷津 275 番 2 所在のエンジェルハート保育園 敷地 (1,143 m²)
 - (ク) 千葉県印西市武西字上谷津 275 番 3 所在のエンジェルハート保育園 敷地 (439 m²)
 - (ケ) 千葉県印西市武西字上谷津 275 番 4 所在のエンジェルハート保育園 敷地 (471 m²)
 - (コ) 千葉県印西市武西字上谷津 275 番 1 所在の 木造 2 階建 エンジェルハート保育園 1 棟 (749.08 m²)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
 - 4 公益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
 - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げる為、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、印西市長の承認を得なければならない。但し、次の各号に掲げる場合には、印西市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行なう施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終

了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 資金収支計算書及び事業活動計算書
 - (5) 貸借対照表及び資金収支計算書並びに事業活動計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

福祉有償運送事業の経営

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第三七条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第八章 解散

(解散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、印西市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を印西市長に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人龍心会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	高橋 昭
理 事	高橋 千枝子
〃	米井 一男
〃	米井 重信
〃	高橋 毅
〃	青沼 和子
監 事	吉田 誠
〃	岩井 良夫

- この定款は、平成 14 年 12 月 4 日から施行する。
- この定款は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。
- この定款は、平成 18 年 8 月 22 日から施行する。
- この定款は、平成 18 年 11 月 28 日から施行する。
- この定款は、平成 19 年 12 月 28 日から施行する。
- この定款は、平成 23 年 2 月 3 日から施行する。
- この定款は、平成 24 年 11 月 23 日から施行する。
- この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この定款は、平成 27 年 11 月 18 日から施行する。
- この定款は、平成 28 年 4 月 12 日から施行する。
- この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人龍心会（以下「法人」という。）定款第四三条の規定により、「思いやりの心」を理念とする本法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会

（評議員）

第2条 評議員の選定は、理事会による評議員候補者の推薦に基づき、評議員選任・解任委員会の審議・決議を経て決定するものとする。

- 2 次に掲げる者は、評議員としての資格を有しない。
 - （1）本法人又は関連団体（取引先を含む）の業務を執行する者又は使用人。
 - （2）重要な利害関係を有する者。
- 3 評議員選任・解任委員会についての細則は別に定める。

（評議員会の権限）

第3条 評議員会は、社会福祉法で定めた次の事項、及び定款で定めた事項に限り、決議又は承認することができる。

- （1）定款の変更
 - （2）理事・監事の選任
 - （3）理事の解任
 - （4）監事の解任
 - （5）決算書類の承認
 - （6）役員等の損害賠償責任の免除
 - （7）役員等の損害賠償責任の一部免除
 - （8）役員、評議員の報酬基準の承認
 - （9）社会福祉充実計画の承認
 - （10）法人の解散
 - （11）吸収合併契約の承認
 - （12）新設合併契約の承認
- 2 前項（1）（4）（7）（10）（11）（12）については、3分の2以上の賛成を要するものとする。
 - 3 第1項（6）については全評議員の賛成を要する。
 - 4 その他については、過半数の賛成を要するものとする。

（評議員会の招集）

第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。

- （1）評議員会の日時及び場所
- （2）評議員会の目的である事項がある時は、当該事項。

- 2 前項による外、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求をした評議員は、印西市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求の後、遅滞なく召集の手続きが行われない場合。
 - (2) 前項の規定による請求があった日から六週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合。
- 4 評議員会を招集するには、理事は評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して書面でその通知を発しなければならない。
- 5 理事は、前項の規定による書面の通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(召集手続きの省略)

第5条 前条の規定に関わらず、評議員会は、評議員全員の同意がある時は、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(評議員会の決議の省略)

第6条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合において、この決議のあった日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(評議員会への報告の省略)

第7条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(理事等の説明義務)

第8条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

- 2 前項の規定によらず、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合や、その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。

(議事録)

第9条 評議員会の議事は、議事録を作成してその評議員会の日から主たる事務所に十年間、従たる事務所にその写しを五年間、それぞれ備え置かなければならない。

(評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認の訴え)

第10条 評議員会の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

- 2 評議員会の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を訴えをもって請求することができる。

(評議員会の決議の取消しの訴え)

第 11 条 次に掲げる場合には、評議員、理事、監事は、評議員会の決議の日から三ヶ月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。

- (1) 評議員会の招集の手続き又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- (2) 評議員会の決議の内容が定款に違反するとき。

第 3 章 理事会

(理事会の権限等)

第 12 条 理事会は、以下の職務を行う。

- (1) 本法人の業務の執行
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(理事会の招集)

第 13 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 この場合、理事長以外の理事は、召集権者に対して理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事長以外の理事から、理事会を招集する請求があった場合、請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会とする理事会の収集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(召集手続き)

第 14 条 理事長は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の決議の省略)

第 15 条 理事が理事会決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案につき異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録の備え置き等)

第 16 条 理事会の日から十年間、議事録等（議事録、又は理事が理事会の決議の目的である事項について提案をし、当該提案につき理事の全員が同意の意思表示を記載、

記録した書面若しくは電磁的記録)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 監事

(理事への報告義務等)

第17条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第18条 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対して理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(評議員会に対する報告義務)

第19条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第20条 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれのある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれのあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第21条 本法人が、理事に対し、又は理事が本法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が本法人を代表する。

第5章 役員等

(役員等の解任の訴え)

第22条 理事、監事(以下、この款において「役員等」という。)の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにも関わらず、当該役員等を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は当該評議員会から三十日以内に訴えをもって当該役員等の解任を請求することができる。

(役員等の損害賠償責任)

第 23 条 役員等は、その任務を怠ったときは、本法人に対してこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(損害賠償責任の免除)

第 24 条 前条の責任は、全評議員の同意がなければ免除することはできない。

第 6 章 事務の専決

(事務の専決)

第 25 条 理事長又は常務理事が専決することのできる事項は、別表 1 のとおりとする。

(専決の報告)

第 26 条 理事長又は常務理事が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められた事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

附則

この細則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 23 年 3 月 25 日から施行する。

この細則は、平成 27 年 10 月 9 日から施行する。

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

〈別表1〉

I 理事長専決事項

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関する事
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認めるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 3 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 4 工事又は製造の請負については、100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については、100万円以上160万円未満の契約、その他やむを得ない特別の理由があると認められ、かつ緊急を要する物品の購入契約を締結すること
- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない1件160万円未満のもの
- 6 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のもの処分に関するもの
- 7 災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関する事
但し、契約額が1件100万円を超え160万円未満のもの
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 10 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
- 11 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 12 職員の昇給・昇格に関する事
- 13 各種証明書の交付に関する事
- 14 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項は除く）

II 常務理事専決事項

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- 2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 5 臨時職員の任免に関する事
- 6 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関する事
- 7 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が100万円未満の契約を締結すること
- 8 収入（寄附金を除く）事務に関する事
- 9 利用者の預り金の管理に関する事
- 10 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項に限る）
- 11 その他定例又は軽易な事項